

菖蒲南中学校跡地活用事業者  
募集要項

令和8年7月

埼玉県久喜市

## 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| 1 募集の趣旨等 . . . . .      | 1  |
| 2 対象物件の概要 . . . . .     | 1  |
| 3 募集概要 . . . . .        | 3  |
| 4 契約手続き・提案条件等 . . . . . | 3  |
| 5 参加資格条件等 . . . . .     | 5  |
| 6 募集の手続き等 . . . . .     | 7  |
| 7 選定方法等 . . . . .       | 8  |
| 8 提出書類 . . . . .        | 11 |
| 9 添付書類 . . . . .        | 12 |

## 1 募集の趣旨等

### (1) 募集の趣旨

菖蒲南中学校は、令和4年3月に廃校となりましたが、未利用地は効率的な運用や売却等に努めるという本市の基本方針に基づき、菖蒲南中学校跡地（以下「本跡地」という。）を民間事業者へ売却することとしました。

なお、本跡地が長い間公共施設として利用されてきたことを踏まえ、地域住民の安全・安心を確保し、地域貢献や地域活性化等に配慮することを条件に広く事業計画を募集するものです。

### (2) 求める跡地活用事業

本市のまちづくりに関する各種計画（総合振興計画、都市計画マスタープラン等）を踏まえた、地域の活性化にも資するような提案を求めます。

### (3) 求める跡地活用事業者

事業実施が可能な企画力、経営状況等を有し、本募集要項及び対象物件に関わる関係法令等の規制をすべて承知した上で、売買契約により、自ら長期に渡り提案事業を継続して実施できる民間事業者とします。

## 2 対象物件の概要

### (1) 土地

所在地：埼玉県久喜市菖蒲町小林110番地

敷地面積：24,370.25㎡（実測）

インフラ：上水道、下水道（浄化槽）、電気（高圧）、ガス（LPガス）

接道：県道川越栗橋線（幅員約11m）他

アクセス：圏央道 桶川加納インターチェンジから車で約8分

JR高崎線 桶川駅から車で約17分

地勢：久喜市防災ハザードマップ 想定最大浸水深0.5m～3.0m未満

## (2) 建物

| 名 称     | 建築年 | 構造・階数         | 面 積    | 図面番号     |
|---------|-----|---------------|--------|----------|
| 管理特別教室棟 | S47 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 2,383㎡ | ① -1, -2 |
| 管理特別教室棟 | H 4 | 鉄筋コンクリート造 3階建 | 470㎡   | ① -3     |
| 技術室     | S47 | 鉄骨造 平屋建       | 324㎡   | ②        |
| 倉庫      | S47 | 鉄骨造 平屋建       | 156㎡   | ③        |
| 石油倉庫    | S47 | 鉄骨造 平屋建       | 8㎡     | ⑥        |
| 屋内運動場   | S54 | 鉄骨造 平屋建       | 1,654㎡ | ⑧        |
| 石油倉庫    | S60 | 鉄骨造 平屋建       | 5㎡     | ⑩        |
| 屋外便所    | S62 | 鉄骨造 平屋建       | 16㎡    | ⑪        |
| 相談室     | S62 | 鉄骨造 平屋建       | 33㎡    | ⑫        |
| 体育小屋    | H 1 | 鉄骨造 平屋建       | 93㎡    | ⑮        |
| 合 計     |     |               | 5,142㎡ |          |

※上記のほか、自転車置き場3棟、防災倉庫あり。

※管理特別教室棟、技術室、屋内運動場は耐震補強済み。

※面積は、今後行う登記上の面積と異なります。

## (3) その他特記事項

- ・都市計画制限（区域区分や地区計画など）を変更する予定はありません。
- ・本跡地の敷地内には、井戸（地下300m）が設置されていましたが、地表から3mを撤去し、砂等で充填する処置を施しています。また、構造物への影響を鑑み、別添井戸撤去図のとおり導水管などが残置されています。
- ・敷地内には、小林栢間土地改良区が所有する圃場整備事業の竣工碑が占用しており、その取扱いについて小林栢間土地改良区と協議が必要です。
- ・本敷地は、本市が管理する水路敷により分断されているため、一体的な活用にあたっては、本市への河川占用許可申請が必要です。
- ・敷地内の一部建築物について、建築確認の確認済証や検査済証の交付履歴が確認できない状況です。敷地内で改築や増築を行う際は、買主の負担において建築基準法に基づく所定の手続きを行ってください。
- ・施設内には、備品等が残置されていますが、現状有姿での売却となります。
- ・菖蒲南中学校は「久喜市地域防災計画」に基づき、拠点避難所兼指定緊急避難場所として位置付けられているため、その継続の可否について協議させていただきます。
- ・本募集要項に定めのない事項については、審査の結果最終的に選定された者（以下「優先交渉権者」という。）と協議の上、決定することとします。

### 3 募集概要

#### (1) 参考売却価格（税込み）

162,085,000円

内訳

161,700,000円（令和7年1月1日時点の不動産鑑定評価）

385,000円（令和6年11月13日付で発注した不動産鑑定業務委託料）

#### (2) 募集条件

- ・別紙契約書案による売買契約とします。
- ・希望する買い受け額を様式1（事業提案様式）に記載してください。
- ・対象物件の引き渡しは売買代金の全額納入を確認した後に行います。
- ・対象物件の一部だけを買収する提案はできません。
- ・対象物件は、現状有姿のまま最終的に契約する事業者引き渡します。
- ・所有権移転の不動産登記は、市が登記の嘱託を行います。
- ・所有権移転後、提案事業に速やかに着手してください。
- ・建築物の新築、増築等を行う場合は、関係法令等への適合が必要になります。
- ・事業者は、原則として所有権移転後10年間は、売買物件の第三者への所有権の移転や使用及び収益を目的とした権利の設定をしてはならないものとします。
- ・事業者は、契約及び履行に関して必要となる費用、不動産登記に要する登録免許税等の費用、対象物件の定着物その他引き渡し時に存する一切の動産の撤去・廃棄等の費用、対象物件の引き渡し時における不具合箇所の改修に関する費用、事業実施のために必要となる施設整備費用、施設の運営及び維持管理並びに必要な修繕費用、所有権移転日以後の対象物件に関する公租公課を含む一切の費用を自ら負担するものとします。
- ・その他、契約保証金、代金の支払、買戻し特約等については別に定めます。

### 4 契約手続き・提案条件等

#### (1) 契約の手続き等

##### ①仮契約の締結

提案内容等の詳細確認後、市からの決定通知を受けた優先交渉権者は、市と仮契約を締結するものとします。

##### ②本契約の締結

仮契約の締結後、議会の議決等、必要な手続きが完了した後、本契約を締結

するものとします。

### ③仮契約の失効

市議会における議案の否決又は必要な許可等が得られない場合は、仮契約は失効します。

### ④公表及び異議等への対応

契約の締結後、事業者名、事業内容等を市ホームページにおいて公表しますが、契約内容に対する質疑や異議には応じません。

### ⑤重要事項説明等

今回の事業者募集の手続きにおいては、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に規定する重要事項説明書等の書面は交付しませんので、本募集要項の記載内容に留意してください。

### ⑥法令等の遵守・事業者の責務

提案事業を進めるにあたり、各種法令等の規定、本募集要項を遵守するとともに、事業実施に必要な許認可等の手続きは、事業者自らの責任と負担で行うこととします。

### ⑦関係法令等への適合確認

当該土地は、市街化調整区域内にあるため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）において建築できる建築物等の制限がかかります。

また、事業者の責任において事前に関係部署の窓口にご相談・確認するなど、各種法令や必要な要件等を全て満たせるよう、提案事業の検討を行ってください。

## （２）契約の条件等

### ①施設の用途

募集の目的等を理解し、求める跡地活用事業に即した内容であること。

### ②公序良俗に反する使用の禁止、風俗営業等の禁止

公序良俗に反する使用及び風俗営業等を禁止します。

### ③政治活動・宗教活動の禁止

政治活動や宗教活動を目的とした活用は禁止します。

### ④実地調査等

市は、契約の履行に関して必要があると認めるときは、事業者に対してその業務や資産状況等に関して質問し、実地を調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができ、事業者は市の調査に協力しなければなりません。

### ⑤地域住民との良好な関係の構築

本跡地が公共施設であったことを踏まえ、地域住民が健やかに安心して生活できるとともに、周辺環境に配慮してください。

#### ⑥周辺住民への説明等

提案事業を進める上で必要な周辺住民への説明等については、事業者自らの責任と負担で実施してください。

#### ⑦施設の運営・管理費用

提案内容の事業化及び施設の維持管理に要する経費については、市は一切負担しないものとします。

#### ⑧契約解除及び損害賠償

市は、本募集により契約する事業者が、本募集要項で定める参加資格を偽るなどの不正行為により契約をしたことが明らかになったとき、また、契約に定める義務を履行しないとき等は、契約を解除することができるものとします。また、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

## 5 参加資格条件等

### (1) 参加事業者の構成

- ・事業者は、単体の事業者又は複数の事業者（以下「共同事業者」という。）によって構成されるグループ（以下「グループ」という。）とします。
- ・グループによって提案する場合は、グループ内の各事業者がグループ全体の構成を承知した上で、代表となる代表事業者を定めて手続きを行ってください。
- ・代表事業者以外の共同事業者については、代表事業者が負担する一切の義務履行に関し、連帯してその責を負うものとします。
- ・同一事業者が複数のグループへ参加することによる重複応募はできないものとします。
- ・グループで参加する場合も1事業者とみなし、一つの提案を行うものとします。

### (2) 参加事業者の制限

事業者が次のいずれかに該当する場合は、参加できません。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
- ②直近3年間の国税及び地方税並びに市の使用料等に滞納がある者
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けてい

る者を除く。)

⑤次のいずれかに該当する者

ア 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準じる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）

イ 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者という。）が反社会的勢力である者

ウ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結する者

エ 自ら又は第三者を利用して、対象物件を反社会的勢力の事務所その他活動の拠点に供しようとする者

オ 対象物件の引き渡し完了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしようとする者

（ア）相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる者

（イ）偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為

⑥上記⑤に該当する者の依頼を受けて応募しようとする者

⑦久喜市の市有財産等に関する事務に従事する職員等

（３）その他

本契約までの期間に、参加資格条件等を欠くこととなった場合は、失格とします。また、書類の提出以降においてグループの構成を変更することは原則として認めません。

## 6 募集の手続き等

### (1) 募集に関するスケジュール（予定）

| 日程（予定）                                    | 手続き等の内容                                                     |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 令和 8 年 7 月 1 日（水）                         | 募集開始（市ホームページ掲載）                                             |
| 令和 8 年 7 月 1 日（水）～<br>令和 8 年 9 月 4 日（金）   | 様式 1（事業提案様式）他、必要書類の<br>提出受付（募集要項・事業提案様式は市<br>ホームページに掲載）     |
| 令和 8 年 7 月 1 日（水）～<br>令和 8 年 7 月 10 日（金）  | 質問事項の受付（回答は 7 月 15 日（水）<br>に市ホームページに掲載を予定）                  |
| 令和 8 年 7 月 1 日（水）～<br>令和 8 年 8 月 21 日（金）  | 都市計画課（市役所第二庁舎）へ都市計<br>画法上、提案事業が実現可能か判断する<br>ための様式 3（相談票）の提出 |
| 令和 8 年 10 月 1 日（木）～<br>令和 8 年 10 月 2 日（金） | 審査（プレゼンテーション）の実施                                            |
| 令和 8 年 10 月上旬                             | 優先交渉権者等の決定                                                  |
| 令和 8 年 10 月                               | 提案内容に関する詳細協議                                                |
| 令和 8 年 10 月                               | 仮契約の締結                                                      |
| 令和 8 年 12 月以降                             | 市議会による議決                                                    |
| 令和 8 年 12 月以降                             | 本契約の締結                                                      |

### (2) 各種手続き

募集に関する手続きは、本要項の各項目をご覧ください。提出書類は直接持参するか、郵送とします。郵送する場合は、簡易書留等送達状況が分かるサービスを利用してください。提出は、受付期間内必着とします。

事務局：久喜市総合政策部アセットマネジメント推進課 管理・計画係

住所：〒346-8501 久喜市下早見 85-3

電話番号：0480-22-1111（内線 2462・2463）

E-mail：asset@city.kuki.lg.jp

受付期間：令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金）

（土・日・祝日を除く午前 8 時 45 分から正午及び午後 1 時から  
午後 4 時 30 分）

### (3) 現地確認

現地確認を希望する場合は事前にご連絡ください。日程調整等対応します。

### (4) 質問の受付・回答

本提案募集に関する質問がある場合は、令和8年7月1日（水）から7月10日（金）の期間に、上記（2）に記載されているアドレスに電子メールにて送付してください。

送信後、受付時間内に事務局あてに受信確認の連絡をしてください。

質問に対する回答は、市ホームページに掲載します。なお、質問を行った事業者名等は公表しません。

## 7 選定方法等

### (1) 審査体制

久喜市アセットマネジメント推進本部において、審査を行います。

### (2) 提案審査

提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行い、優先交渉権者を選定します。なお、参加事業者が1者のみの場合でも審査を行います。

審査は、次の採点表に基づき行います。

優先交渉権者は、審査員の平均点が一番高い提案事業者とします。

平均点が70点に満たない提案は失格とします。

買い受け希望価格が参考売却価格を下回る提案も可能ですが、同点の場合、価格が高い方を上位としますので留意してください。

菖蒲南中学校跡地活用事業者募集 審査採点表

| 審査項目                | 評価の視点                                                | 配点    |
|---------------------|------------------------------------------------------|-------|
| (1) 事業のコンセプト        | 提案事業が社会や地域のニーズを踏まえたコンセプトとなっているか                      | 10 点  |
| (2) 法人等の概要          | 法人等の実績や事業計画、資金収支予算は、提案事業の実現に期待できるか                   | 10 点  |
| (3) 地域への貢献          | 公共施設として利用されてきた経緯を踏まえ、地域の交流促進等に資する提案がなされているか          | 15 点  |
| (4) 安全な交通環境の確保      | 提案内容の実施による周辺の交通環境に与える影響を考慮し、十分な安全対策を講じているか           | 10 点  |
| (5) 地域の住環境・周辺環境への配慮 | 騒音対策や緑化、景観、環境美化、防災等に対する地域の住民生活・周辺環境に対する配慮・貢献がなされているか | 10 点  |
| (6) 環境負荷低減の取り組み     | 脱炭素やリサイクル推進の観点から、環境負荷低減に関する取り組みがなされているか              | 10 点  |
| (7) 施工計画            | 契約後速やかに施工に着手し、地域への周知・対応が適切におこなわれるか                   | 10 点  |
| (8) 地元企業の活用         | 建物の改修や外構工事の施工にあたり、地元企業の活用がなされるか                      | 10 点  |
| (9) 売買契約の価格         | 売買契約の価格により、市の歳入増または財政負担の軽減に繋がるか                      | 15 点  |
| 合計                  |                                                      | 100 点 |

(3) プレゼンテーション

提出書類とは別にプレゼンテーション用の資料（9部）を作成していただいても構いません。説明時間は15分程度を目安とし、その後質疑応答を行います。

なお、日程は、10月1日（木）及び10月2日（金）を予定しています。

(4) 優先交渉権者の決定と公表

「久喜市アセットマネジメント推進本部」の選定結果を受けて、優先交渉権者を決定します。審査結果については、審査を受けた（代表）事業者あてに書面で通知します。

また、審査結果を市ホームページにおいて、事業者名及び得点（次点以下は得

点のみ)を公表しますが、質疑や異議については応じません。

(5) 優先交渉権者決定後の提案内容等の詳細確認

優先交渉権者と市との間で、主に次の事項について詳細確認を行います。

- ・ 提案内容
- ・ 売買代金の支払い方法等
- ・ その他必要と認められる事項

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合は、上記提案審査における次点事業者と協議を行えるものとします。

## 8 提出書類

### (1) 提出書類

提出書類は原則A4サイズとし、ファイルにまとめる又は2穴紐綴じなどにより提出してください。また、項目ごとにインデックス等を付してください。

| 番号 | 提出書類                                                                                                         | 提出部数           |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1  | 様式1（事業提案様式）                                                                                                  | 正本 1部<br>副本 8部 |
| 2  | 様式2（誓約書様式）                                                                                                   | 正本 1部<br>副本 8部 |
| 3  | 事業概要についての別添資料<br>・様式任意                                                                                       | 正本 1部<br>副本 8部 |
| 4  | 都市計画課に提出した様式3（相談票）<br>に対する回答書の写し                                                                             | 正本 1部<br>副本 8部 |
| 5  | 法人等の概要書<br>・様式任意<br>・事業者の概要や事業実績の分かるもの<br>・本件提案事業と類似の事業実績が分かるものがある場合は添付してください<br>※グループの場合は、全共同事業者分を提出してください。 | 正本 1部<br>副本 8部 |
| 6  | 法人等の予算関係書類<br>・直近1年間の事業計画書、資金収支予算書又はこれに準じる書類<br>※グループの場合は、全共同事業者分を提出してください。                                  | 正本 1部<br>副本 8部 |

### (2) 書類提出に関する留意事項

- ・書類の提出など、本募集にかかる費用は、すべて事業者の負担とします。
- ・提出書類の受理後、事業者の求めによる書類の変更、差し替え、再提出及び返却はできません。
- ・提出書類の著作権は事業者に帰属しますが、本募集における公表及び市が必要と認めるときは、協議のうえ、市は事業提案書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ・情報公開の請求があった場合は、久喜市情報公開条例（平成 22 年条例第 12

号)に基づき提出書類を公開します。

## 9 添付書類

- ・ 位置図
- ・ 地番図
- ・ 建物図面
- ・ 井戸撤去図
- ・ 接道図面
- ・ 様式1（事業提案様式）
- ・ 様式2（誓約書様式）
- ・ 様式3（相談票）
- ・ 契約書案